

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0109000089384
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	世田谷区北沢五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
676番18	宅地	7	76	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年1月7日 第180号	原因 平成3年12月25日売買 所有者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 順位6番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成11年1月28日 第4065号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 住所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番1 順位6番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71353号	原因 平成18年1月10日行政区画の変更 共有者野見山一生の住所 栃木県下野市緑三丁 目12番地1
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
2	所有権一部移転	平成16年3月25日 第20308号	原因 平成15年12月31日売買 共有者 長野県松本市横田二丁目13番A-2 04号 持分100分の24 野見山哲生
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71354号	原因 平成19年7月25日住所移転 共有者野見山哲生の住所 長野県松本市横田四 丁目8番28号
3	共有者全員持分全部移転	平成20年12月22日 第71358号	原因 平成20年12月22日売買 所有者 杉並区方南一丁目46番2号 富士中村株式会社
4	所有権移転	令和8年3月6日 第11130号	原因 令和8年3月6日売買 所有者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F TLL合同会社 会社法人等番号 0110-03-0110 34

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、  
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78023 (1/1) 1/4

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年1月7日 第182号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金1億3,200万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目2番1号 株式会社第一勧銀ハウジング・センター 共同担保 目録(イ)第3312号 順位8番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成20年12月22日 第71355号	原因 平成16年1月5日合併 根抵当権者 千代田区神田錦町三丁目13番地 みずほ信用保証株式会社
2	根抵当権設定	平成4年1月7日 第183号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社第一勧業銀行 (取扱店 築地支店) 共同担保 目録(イ)第3313号 順位9番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成11年1月28日 第4066号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 債務者 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番 1 野見山一生 順位9番付記1号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
3	1番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71356号	原因 平成20年12月22日解除
4	2番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71357号	原因 平成20年12月22日解除
5	根抵当権設定	令和8年3月6日 第11131号	原因 令和8年3月6日設定 極度額 金7,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 根抵当権者 東京都港区芝五丁目36番7号 株式会社 S B J 銀行 (取扱店 上野支店) 共同担保 目録(イ)第3891号

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3312号		調製	平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日		
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消		

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3313号		調製	平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
6	宇都宮地方務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番1の土地 栃木県下野市緑三丁目 12番1の土地	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更		
7	宇都宮地方務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物 栃木県下野市緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更		

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3891号		調製	令和8年3月6日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	5	余白		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	5	余白		
3	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	5	余白		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	5	余白		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	5	余白		



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和8年4月15日

東京法務局港出張所

登記官

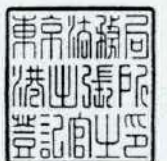
矢島光

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78023 (1/1)



4/4

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0109000089393
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	世田谷区北沢五丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
676番27	宅地	24	59	[余白]	
[余白]	[余白]	35	93	③錯誤 〔昭和60年12月17日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年1月7日 第180号	原因 平成3年12月25日売買 所有者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 順位6番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成11年1月28日 第4065号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 住所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番1 順位6番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71353号	原因 平成18年1月10日行政区画の変更 共有者野見山一生の住所 栃木県下野市緑三丁 目12番地1
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
2	所有権一部移転	平成16年3月25日 第20308号	原因 平成15年12月31日売買 共有者 長野県松本市横田二丁目13番A-2 04号 持分100分の24 野見山哲生
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71354号	原因 平成19年7月25日住所移転 共有者野見山哲生の住所 長野県松本市横田四 丁目8番28号
3	共有者全員持分全部移転	平成20年12月22日 第71358号	原因 平成20年12月22日売買 所有者 杉並区方南一丁目46番2号 富士中村株式会社
4	所有権移転	令和8年3月6日 第11130号	原因 令和8年3月6日売買 所有者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 会社法人等番号 0110-03-0110 34

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78026 - ( 1 / 1 ) 1 / 4

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年1月7日 第182号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金1億3,200万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目2番1号 株式会社第一勧銀ハウジング・センター 共同担保 目録(イ)第3312号 順位8番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成20年12月22日 第71355号	原因 平成16年1月5日合併 根抵当権者 千代田区神田錦町三丁目13番地 みずほ信用保証株式会社
2	根抵当権設定	平成4年1月7日 第183号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社第一勧業銀行 (取扱店 築地支店) 共同担保 目録(イ)第3313号 順位9番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成11年1月28日 第4066号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 債務者 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番 1 野見山一生 順位9番付記1号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
3	1番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71356号	原因 平成20年12月22日解除
4	2番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71357号	原因 平成20年12月22日解除
5	根抵当権設定	令和8年3月6日 第11131号	原因 令和8年3月6日設定 極度額 金7,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 根抵当権者 東京都港区芝五丁目36番7号 株式会社 S B J 銀行 (取扱店 上野支店) 共同担保 目録(イ)第3891号

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78026 (1/1)

2/4

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3312号		調製	平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日		
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消		

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3313号		調製	平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
6	宇都宮地方務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番1の土地 栃木県下野市緑三丁目 12番1の土地	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更		
7	宇都宮地方務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物 栃木県下野市緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更		

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消

## 共同担保目録

記号及び番号		(ㄥ)第3891号		調製	令和8年3月6日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	5	余白		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	5	余白		
3	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	5	余白		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	5	余白		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	5	余白		



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和8年4月15日

東京法務局港出張所

登記官

矢島光

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78026 (1/1)



4/4

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0109000089421
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	世田谷区北沢五丁目			[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
676番58	宅地	27	92	676番51から分筆 〔昭和53年8月24日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日	

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成4年1月7日 第180号	原因 平成3年12月25日売買 所有者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 順位6番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成11年1月28日 第4065号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 住所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番1 順位6番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71353号	原因 平成18年1月10日行政区画の変更 共有者野見山一生の住所 栃木県下野市緑三丁 目12番地1
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
2	所有権一部移転	平成16年3月25日 第20308号	原因 平成15年12月31日売買 共有者 長野県松本市横田二丁目13番A-2 04号 持分100分の24 野見山哲生
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71354号	原因 平成19年7月25日住所移転 共有者野見山哲生の住所 長野県松本市横田四 丁目8番28号
3	共有者全員持分全部移転	平成20年12月22日 第71358号	原因 平成20年12月22日売買 所有者 杉並区方南一丁目46番2号 富士中村株式会社
4	所有権移転	令和8年3月6日 第11130号	原因 令和8年3月6日売買 所有者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合 同 会 社 会社法人等番号 0110-03-0110 34

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78025 ( 1 / 1 ) 1 / 4

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年1月7日 第182号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金1億3,200万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目2番1号 株式会社第一勧銀ハウジング・センター 共同担保 目録(イ)第3312号 順位10番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成20年12月22日 第71355号	原因 平成16年1月5日合併 根抵当権者 千代田区神田錦町三丁目13番地 みずほ信用保証株式会社
2	根抵当権設定	平成4年1月7日 第183号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社第一勧業銀行 (取扱店 築地支店) 共同担保 目録(イ)第3313号 順位11番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成11年1月28日 第4066号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 債務者 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番 1 野見山一生 順位11番付記1号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
3	1番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71356号	原因 平成20年12月22日解除
4	2番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71357号	原因 平成20年12月22日解除
5	根抵当権設定	令和8年3月6日 第11131号	原因 令和8年3月6日設定 極度額 金7,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 根抵当権者 東京都港区芝五丁目36番7号 株式会社 S B J 銀行 (取扱店 上野支店) 共同担保 目録(イ)第3891号

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78025 (1/1)

2/4

共同担保目録			
記号及び番号		(4)第3312号	調製 平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号		(4)第3313号	調製 平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消
6	宇都宮地方法務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番1の土地 栃木県下野市緑三丁目 12番1の土地	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更
7	宇都宮地方法務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物 栃木県下野市緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78025 (1/1) 3/4

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3891号	調製	令和8年3月6日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	5	余白	
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	5	余白	
3	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	5	余白	
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	5	余白	
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋 番号 676番58の建物	5	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和8年4月15日

東京法務局港出張所

登記官

矢島光

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78025 (1/1)



4/4

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0109000089422
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	世田谷区北沢五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
676番59	宅地		209	676番51から分筆 〔昭和53年8月24日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年1月7日 第180号	原因 平成3年12月25日売買 所有者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 順位5番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成11年1月28日 第4065号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 住所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番1 順位5番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71353号	原因 平成18年1月10日行政区画の変更 共有者野見山一生の住所 栃木県下野市緑三丁 目12番地1
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
2	所有権一部移転	平成16年3月25日 第20308号	原因 平成15年12月31日売買 共有者 長野県松本市横田二丁目13番A-2 04号 持分100分の24 野見山哲生
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成20年12月22日 第71354号	原因 平成19年7月25日住所移転 共有者野見山哲生の住所 長野県松本市横田四 丁目8番28号
3	共有者全員持分全部移転	平成20年12月22日 第71358号	原因 平成20年12月22日売買 所有者 杉並区方南一丁目46番2号 富士中村株式会社
4	所有権移転	令和8年3月6日 第11130号	原因 令和8年3月6日売買 所有者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 会社法人等番号 0110-03-0110 34

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、  
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年1月7日 第182号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金1億3,200万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目2番1号 株式会社第一勧銀ハウジング・センター 共同担保 目録(注)第3312号 順位8番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成20年12月22日 第71355号	原因 平成16年1月5日合併 根抵当権者 千代田区神田錦町三丁目13番地 みずほ信用保証株式会社
2	根抵当権設定	平成4年1月7日 第183号	原因 平成3年12月25日設定 極度額 金8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 栃木県河内郡南河内町大字薬師寺33 04番地1グリーンタウン185街区1-1 野見山一生 根抵当権者 千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社第一勧業銀行 (取扱店 築地支店) 共同担保 目録(注)第3313号 順位9番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成11年1月28日 第4066号	原因 平成6年4月9日土地表示変更 債務者 栃木県河内郡南河内町緑三丁目12番 1 野見山一生 順位9番付記1号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
3	1番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71356号	原因 平成20年12月22日解除
4	2番根抵当権抹消	平成20年12月22日 第71357号	原因 平成20年12月22日解除
5	根抵当権設定	令和8年3月6日 第11131号	原因 令和8年3月6日設定 極度額 金7,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 根抵当権者 東京都港区芝五丁目36番7号 株式会社 S B J 銀行 (取扱店 上野支店) 共同担保 目録(注)第3891号

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78024-(1/1)

2/4

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3312号		調製	平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	1	平成20年12月22日受付第71356号抹消		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日		
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消		

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3313号		調製	平成12年2月24日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
3	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	2	平成20年12月22日受付第71357号抹消		
6	宇都宮地方務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番1の土地 栃木県下野市緑三丁目 12番1の土地	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更		
7	宇都宮地方務局 上三川出張所 栃木県河内郡南河内町緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物 栃木県下野市緑三丁目 12番地1 家屋番号 12番1の建物	余白	平成18年3月20日受付第20189号変更		

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78024 (1/1) 3/4

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成12年2月24日
	余白	余白	平成20年12月22日全部抹消

## 共同担保目録

記号及び番号		(㊦)第3891号		調製	令和8年3月6日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	世田谷区北沢五丁目 676番58の土地	5	余白		
2	世田谷区北沢五丁目 676番27の土地	5	余白		
3	世田谷区北沢五丁目 676番18の土地	5	余白		
4	世田谷区北沢五丁目 676番59の土地	5	余白		
5	世田谷区北沢五丁目 676番地58、676番地27、676番地18、676番地59 家屋番号 676番58の建物	5	余白		



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和8年4月15日

東京法務局港出張所

登記官

矢島光

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78024-(1/1)

